

よこはま

くらしナビ

navi

横浜市消費生活総合センター

トピックス (主な内容)

- 消費生活相談関連情報：P 1
無料点検と来宅し、次々に勧誘された
床下工事を解約したい
- 特集記事：P 2
新社会人・新入学生のみなさん
悪質商法にご注意ください!
- 消費生活関連情報・地域情報：P 3
電力会社を自由に選べる電力小売りの全面自由化

消費生活相談関連情報

無料点検と来宅し、次々に勧誘された
床下工事を解約したい

相談事例

一週間前、83歳になる祖母の家に事業者が突然来て、「床下の点検をしている。無料で見てあげる」と言われた。床下に潜り込み、カメラで撮影した画像を見せながら「床下のカビがひどい。このままにしておくで大変なことになる。床下換気扇を取り付け、砂利をまかないといけない」と400万円もの工事を勧められた。あまりにも高額なため断ったところ、「今、契約するなら特別に200万円にしてあげる」と言われた。その日のうちに工事が完了し、祖母は生命保険を解約して工事代金を支払った。その4日後、同じ事業者がまた来宅し、「今回の工事では不十分だ。基礎の補修工事をした方がいい。特別に20万円にしてあげる」と言われ、工事をして代金を支払ってしまった。高齢者が強引に不必要で高額な工事を次々にさせられてしまった。解約できないだろうか。(20歳代・男性)

センターからのアドバイス!

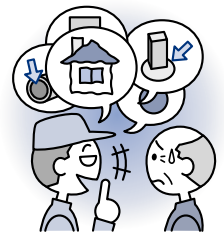
最初の契約から8日目だったため、クーリング・オフ制度*について情報提供し、無条件解約の手続きをするよう助言しました。既に工事が完了していても期間内であれば無条件で契約解除できますが、今回は親族で話し合った結果、後から勧誘された基礎の補修工事だけクーリング・オフすることになりました。事業者はクーリング・オフに応じ、すぐ返金すると言ったのになかなか返金されず、センターから再三申し入れたところ、全額返金されました。

無料の点検商法、工事の次々勧誘にご注意!

春先や梅雨頃、秋の長雨頃になると、家屋の修繕工事の勧誘が増えるようです。「無料で点検してあげる」と訪れ、「今なら特別価格にできる」とか「近所で工事をしているからついでに」などと契約を急がせたり、「今すぐ工事をしないと危険」と不安をあおる勧誘には要注意です。

点検した際の“記録写真”を見せられても素人が見て判断するのは難しく、信ぴょう性も疑われます。不必要な勧誘は、きっぱり断ることが一番です。

高額な契約になることもあるため、大切な住まいを工事する場合は、必ず家族や知人などに相談し、これまでに工事をしたことがある信用できる事業者か、複数社から見積もりを取り寄せ、十分に比較検討することが大切です。くれぐれも慎重にしましょう。



クーリング・オフ制度とは 消費者が訪問販売等で契約した場合、契約書面を受け取ってから定められた期間内(この事例では8日間)は無条件で契約を解除できる特定商取引法に定められた制度です。ただし、自分で店舗へ出向いた場合、3,000円未満の商品を現金一括で支払った場合、消耗品を使用してしまった場合などは適用外になります。ハガキにクーリング・オフする旨を明記し、事業者(クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも)に郵送します。送る前に、ハガキをコピーし保管してください。ハガキは郵便局の窓口で「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。既払金は全額返金され、商品の引取費用も事業者の負担となります。センターの次のホームページで同制度についてご確認くださいませ。

http://www.yokohama-consumer.or.jp/useful/cooling_off.php

ご注意!!

新社会人・新入学生のみなさん 悪質商法にご注意ください!

春4月は、若者が新しい世界で生活を始める時期となります。悪質商法業者は、まだ契約というものに不慣れた若者をねらって、言葉巧みにあの手この手で近寄ってきます。くれぐれもご注意ください!

〈例1：必ずもうかると言われ、ビジネス講座DVDを勧誘〉

中学の同級生から電話があり、「君にだけ教えたいことがある。社会人と話すと社会勉強になる」などといって、喫茶店に呼び出された。「必ずもうかるビジネスを学ぶチャンスだ。将来必ず役に立つ講座で利益がある。最先端ビジネスだから親などには理解できない。学びながら、友人を誘えばマージンをもらえて必ずもうかる」と、40万円の学生ローンを組み、ビジネス講座が収録されたDVDを契約させられた。受講しても内容が全くわからないのに、ただ他に友人を誘えばいいと言う。親からマルチ商法だから退会して、解約するよう心配されている。



(20歳代・男性)

アドバイス

ニュービジネスとか紹介商法とも呼ばれる、いわゆる“マルチ商法”です。うまい話には必ず裏があり、うのみにするのは危険です。勧誘されているうちは消費者(被害者)でも、勧誘する立場になると事業者(加害者)となってしまいます。のめり込むと親族や友人等の注意も聞けなくなり、人間関係の崩壊や不必要な商品と支払いだけが残ることになりかねません。うまい話はこの世にありません!

〈クーリング・オフ期間は20日間〉

〈例2：アンケートの協力を求められ、高額な装飾品を勧誘〉

繁華街を歩いていたら、女性から「結婚についてのアンケートに答えて」と呼び止められ、女性が勤務する会社に連れて行かれた。ダイヤモンドのネックレスを購入するよう長時間勧誘され、根負けし70万円もの契約をさせられた。クレジット会社から契約確認の連絡があった際、勧誘内容を伝えたら、消費生活総合センターに相談するよう勧められた。解約できないか。



(20歳代・女性)

アドバイス

駅前や繁華街などで「アンケートに協力して」などと販売目的を隠し、展示会場や事業所に連れて行き、商品やサービスを勧誘する手口は“キャッチセールス”と呼ばれています。閉ざされた状況で、高額なものを強引に長時間勧誘されかねない商法です。見ず知らずの人に声をかけられたら、無視するのが一番です!

〈クーリング・オフ期間は8日間〉

もし、トラブルに巻き込まれてしまったら!

例1・2のようなマルチ商法やキャッチセールスのほか、訪問販売、電話勧誘販売、アポイントメントセールスで契約してしまっても、一定の期間であれば無条件解約ができるクーリング・オフ制度があります。勧誘方法や契約内容等によっても異なりますが、あきらめないことです。一人で悩まず、困った! どうしよう? と思ったら、センターにご相談ください。
消費生活相談電話 TEL. 845-6666 FAX. 845-7720

情報インテックス

消費者庁などの公的機関等が発信する消費生活関連情報です。
詳細はそれぞれの機関のホームページ等でご確認ください。

【消費者庁】

- ・生命・身体にかかわる危険(随時) <http://www.caa.go.jp/caution/life/>
- ・財産にかかわる危険(随時) <http://www.caa.go.jp/caution/property/>
- ・子どもの事故・危険(随時) <http://www.caa.go.jp/caution/child/>

チェック



【製品評価技術基盤機構】・製品事故の注意喚起(随時) <http://www.nite.go.jp/index.html#>

【国民生活センター】・回収・無償修理等の情報(随時) <http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html>

【経済産業省】

- ・電力小売り全面自由化に際し、小売り事業者への営業ルール(広告・勧誘の禁止事項、消費者が不利益を被らないように解約違約金や供給停止通知の義務付け、悪質事業者への業務改善命令等)を策定
<http://www.meti.go.jp/press/2015/01/20160129007/20160129007.html>
- ・子ども用衣料(ひもの安全基準)のJIS(日本工業規格)を制定公示
<http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151221002/20151221002-2.pdf>

4月から

電力会社を自由に選べる電力小売りの全面自由化

消費者が電力会社を自由に選べるようになります。様々な分野から参入し、経済産業省の審査登録を受けた事業者（新電力）が、安価な料金設定や新たなサービスを競っています。新電力は、事業者が自ら発電したり、発電事業者から買い取ったりして、地域の電力会社から送電線を借り各家庭へ電気を届けるものです。万一倒産したり、供給不足になっても、地域の電力会社が代わりに供給する仕組みも整っています。

切り替えには、通信機能付きのスマートメーターが必要になりますが、原則、消費者の負担はありません。新電力に切り替えても、停電の頻度や電気の質も変わらないといわれています。

地域の電力会社との契約は、改めて契約しなくとも継続でき、今まで通りの供給を受けられます。盛んに広告・宣伝されていますが、うまい誘いに惑わされないように、あわてずに事前によく比較するなど、慎重に検討しましょう。（P2. 情報インデックス参照）



第2回(平成27年度後期)

消費生活川柳

【最優秀作品】

- ・儲かります 貴方でなくて相手です (昼あんどん)
- ・あなただけ 今だけこれだけ 嘘だらけ (のじてつ)

【優秀作品】

- ・ちょっと待て おいしい誘いは こわい罠 (おなつ)
- ・出ないと決め 留守電利用 被害なし (あっちつち)
- ・買えずとも 熟慮した自分 褒めましょう (ハレルヤ)
- ・お得かな? すぐ判断より、まず相談 (オケタニ)
- ・あなただけ 甘い言葉は すべて詐欺 (はむこ)
- ・あなたにも そっと近寄る 誘いの手 (きんちゃん)
- ・あやしいぞ!! 「今だけ ここだけ あなただけ」(りみママ)

*平成28年度も引き続き募集を予定しています。みなさんのご応募をお待ちしています。

たくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。



随時受付!

講師を派遣
します!

悪質商法防止の出前講座

横浜市消費生活総合センターでは、悪質商法の被害を未然に防止するため、地域や企業などに講師を派遣し、啓発講座を行っています。講座は「市民向け」と「企業等向け（有料）」をご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

★ 時間は 90 分程度、平日の 10 時～16 時 ★ 講座開催希望日の 2 か月前までに電話でお申込み下さい。

市民向け出前講座

謝金や資料、交通費等の費用は一切無料

講演を聞いて
悪質商法を撃退!



まずはお電話をお待ちしています!

複雑・巧妙化するさまざまな悪質商法の具体的な手口やクーリング・オフの仕方等をとおして、悪質商法の被害者にあわないポイントや被害にあった場合の早期解決のポイントを分かりやすくお話しします。各種の地域団体・高齢者施設運営者等で、高齢者はもとより、お世話する方の集まりにも是非ご利用ください。講師は当センターの相談員です。

講師派遣にあたってのお願い

- ・参加者 20 名以上見込まれる学習会・研修会・講演会等に派遣します。
- ・講師派遣は 1 団体(グループ) 年度 1 回、派遣先は横浜市内に限ります。

企業向け出前講座

1回 12,000円

悪質商法による被害の未然防止と早期解決を図るため、横浜市内の企業等が主催する研修会に講師を派遣します。新入社員の研修や社員教育にご利用ください。有料です。

講師派遣にあたってのお願い



- ・営利目的や講師派遣事業の目的と異なる場合はご利用できません。
- ・企業等が市内で実施する講演会や研修会
- ・参加者の人数については、特に制限はありません。(ご相談ください)



問合せ先：出前講座担当
845-5640

教室・講座等のお知らせ

消費生活教室

開催日	テーマ	講師	定員
6月2日(木) 13:30~15:30 (受付13:00) 参加費無料	《緑区役所共催》 インターネット・携帯電話の落とし穴 ～サイト・メール・広告に潜む 素顔なき悪意 その対策方法～	特定非営利活動法人 NPO情報セキュリティフォーラム 理事・事務局長 植田 威	300名
	【会場】緑公会堂 (緑区寺山町118 緑区総合庁舎内) 【対象】横浜市在住・在勤・在学の方 【交通】市営地下鉄(グリーンライン)・JR横浜線「中山」駅下車 徒歩約5分 【申込方法】事前の申込みは不要です。直接会場にお越しください。先着順です。 【問合せ・申込み先】「消費生活教室」担当 TEL.845-5640 FAX.845-7720	特に学生、保護者、高齢者、 教職員にオススメ！ 	
6月21日(火) 13:30~15:30 (受付13:00) 参加費無料	《磯子区役所共催》 遺産と相続と遺言書の話 ～もしものときに備えて 知っておきたい基礎知識～	横浜弁護士会 弁護士 山本 安志	300名
	【会場】磯子公会堂 ホール(磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎内) 【対象】横浜市在住・在勤・在学の方 【交通】JR京浜東北根岸線「磯子」駅下車 徒歩約5分 バス停「磯子区総合庁舎前」下車 【申込方法】事前の申込みは不要です。直接会場にお越しください。先着順です。 【問合せ・申込み先】「消費生活教室」担当 TEL.845-5640 FAX.845-7720	相続を争続に しないために！ 	

消費生活教室で手話通訳をご希望の方は、開催日3週間前までに当センターの教室担当までご連絡ください。
 TEL.845-5640 FAX.845-7720



センター会議室をご利用ください！

～地下鉄・京急「上大岡」駅に隣接した、全室明るい南側フロア～



消費者団体や横浜市消費生活推進員の研修会や学習会等に、ぜひご利用ください。無料開放デーも設けていますので、お問合せください。

また、自治会・町内会、企業の人権研修、諸団体・グループの打ち合わせ等にもご利用いただけます。ただし、会費を徴収するような催しや顧客等を招いての講演会等、営利目的または企業活動に類するものにはご利用いただけません。

なお、会議室2と会議室3の間仕切りを開放し、最大102名でご利用いただけます。ご利用に際しては、事前登録が必要です。詳しくはお問合せください。

＜利用時間と料金＞

区分	会議室1・会議室2 (定員各36名)			会議室3 (定員66名)		
	午前	午後①	午後②	午前	午後①	午後②
	9:00~12:00	13:00~16:00	16:00~19:00	9:00~12:00	13:00~16:00	16:00~19:00
平日	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円
土曜日	1,200円	2,000円*	—	2,400円	3,200円*	—

*土曜日のみ17:00まで

ホームページ http://www.yokohama-consumer.or.jp/info/conference_room
 【問合せ先】 展示・情報資料室 TEL.845-6604 FAX.845-7720







物価に関する 〇県物価ダイヤル 県消費生活課 企画グループ TEL.312-1121(代)
 問合せは 〇総務省統計局 消費者物価指数 <http://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.htm>

横浜市消費生活総合センター
 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F TEL.045-845-5640 FAX.045-845-7720
 作成：公益財団法人横浜市消費者協会(指定管理者) 発行日：毎月25日

パソコン版ホームページ <http://www.yokohama-consumer.or.jp>
モバイル(携帯)版ホームページ <http://www.yokohama-consumer.or.jp/i/ind.html>

QRコード
 〈スマートフォン用〉 〈モバイル(携帯)用〉

